

夫婦共同扶養（夫婦共働き）の被扶養者認定について

2026 年 7 月
グリコ健康保険組合

① 夫婦共同扶養とは

夫婦（共働きで、いずれも被保険者）で、同一の子や親などを扶養する場合、どちらの健康保険で扶養するかを判断するための仕組みです。

夫婦共同扶養の被扶養者認定については、認定の基準を明確化し、全国で統一的な取扱いとなるよう、厚生労働省が令和 3 年 8 月 1 日に新たに通知した通達（令和 3 年 4 月 30 日付保保発 0430 第 2 号）が適用されています。

② 基本的な認定基準

夫婦がともにそれぞれの健康保険に加入し、被保険者である場合は、原則として「年間収入の多い方」の被扶養者とするとしています。

年間収入は、過去・現在・将来の見込みを基に「今後 1 年間の収入」を算定します。

同一の被扶養者(子)を、夫婦それぞれの健康保険で重複して扶養することはできません。

③ 例外（収入差が小さい場合）

夫婦の年間収入を比較し、その差額が収入の多い方の年間収入の 1 割以内である場合は、引き続き主たる生計維持者の被扶養者として継続することが可能です。

④ 収入逆転時の取扱い(収入が配偶者のほうが上回っていた場合)

夫婦の収入が逆転した場合は、原則として、新たに収入が多くなった親の加入する健康保険に加入いただくことになります。

調査後に、事業所(会社)を通じて、扶養資格喪失のお手続きをご案内いたしますので、ご案内に従って、速やかに被扶養者の変更手続きを行ってください。

⑤ 育児休業中の特例

産前産後休暇および育児休職期間中は、一時的に収入減となりますが、生計維持者が変わっても、被扶養者の安定性重視のため、扶養の異動をする必要はありません。

但し、育児休業が終了した後に、夫婦の収入が逆転した場合は、変更する必要があります。

以上